

士別！くらしねっと情報第 494 号

交通安全情報 111 (令和6年 10月24日号)

そろそろ片付けの季節となりますが……自転車罰則強化の話

道路交通法が改正され、11月1日から「ながら運転（ながらスマホ）」（自転車運転中にスマートフォン等を手に持って通話する行為、画面を注視する行為）の罰則が強化されます。また、「自転車の酒気帯び運転やそのほう助」が新たに罰則の対象となります。運転した本人のほか、車両を提供したもの・酒類を提供した者等や依頼して同乗した者にも罰則が科せられます。

令和5年中、自転車に関連する事故は、全交通事故に占める割合が2割を超えています。世代別では、中高生の死傷者数が多く、特に出会い頭で発生しています。

自転車は便利な乗り物ですが、危険な行為をして運転すると大きな事故に繋がる恐れがあります。

自転車を運転する方は、ルールについて今一度確認し、安全に自転車を利用しましょう。

自転車は車のなかま ～しっかり守ろう交通ルール～

【ながらスマホ】 罰則強化！

○運転中に「ながらスマホ」をした場合

6ヵ月以下の懲役または10万円以下の罰金

○運転中の「ながらスマホ」により交通事故をおこすなど、交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役または30万円以下の罰金



【自転車の酒気帯び運転、ほう助に対する罰則】 罰則新設！

○酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

○ほう助

車両の提供：3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類提供・依頼して同乗：2年以下の懲役または30万円以下の罰金



士別市役所くらし安全課内 士別市交通安全運動推進委員会事務局
士別市東6条4丁目 電話：26-7736

